

介護保険 住宅改修について

介護保険では、サービスのひとつとして住宅改修費の支給を行っています。利用を希望する方は事前申請が必要となりますので、改修工事を行う前に、担当のケアマネージャー又は福祉課介護保険係（83-3517）までご相談ください。

対象者

小千谷市より、要介護認定（要支援・要介護）を受けている方

対象となる改修工事

- ・ 手すりの取付け
- ・ 段差の解消
- ・ 床材の変更（滑り防止・移動円滑化など）
- ・ 扉の取替え（引き戸などへの変更）
- ・ 和式便器から洋式便器などへの取替え
- ・ その他（上記に付帯して必要な工事）

支給の条件

- ・ 対象者が現在生活している住宅の改修であること
- ・ 対象者が現在生活している住宅と被保険者証に記載の住所が一致すること（要確認）
- ・ 支給を受けたい方の心身の状態や、住宅の状況などから今必要な改修であること

支給限度額

- ・ 1人20万円を**上限額にその**7割、8割又は9割を支給します。
- ・ 20万円を超えた改修費については利用者の負担となります。
- ・ 20万円を超えない分については、残りを次回改修を行った時に利用できます。

住宅改修実施の流れ

提出書類など、申請の流れについては裏面をご確認ください。

注意！！

- ・ 事前に申請し、認められた改修工事が審査の対象となります。
- ・ 事前に申請のない改修工事は対象になりません。
- ・ 工事を行う前に必ずケアマネージャーなどに相談し、手続きを行ってください。

《住宅改修申請の流れ》

①

住宅改修についてケアマネージャーなどに相談



②

住宅改修の申請・決定を受ける ※決定を受けてから施工となります。

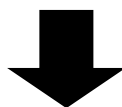
- ・住宅改修の支給申請書と必要な書類を小千谷市へ提出する
- ・提出された書類は、小千谷市が保険給付として適当かどうか確認し、本人へ可否を通知する

- ・小千谷市へ提出する書類
 - (1) 住宅改修費支給申請書（申請者は被保険者）
※所有者が本人でない場合は、住宅所有者の承諾書を記入してください。
 - (2) 住宅改修が必要な理由書①②（ケアマネージャーなどが作成）
 - (3) 改修内容のわかる見積明細書
 - (4) 平面図
 - (5) 改修前の状態を確認できる日付入りの写真
※改修する箇所がわかるように改修内容を写真に必ず記入する。
（例：手すりの取付け位置に赤ペンで記入）
 - (6) 小千谷市介護保険における住宅改修費支給に関する同意書（入院・入所中の申請の場合）



③

施 工 → 完 成



④

住宅改修完了の報告・支給決定

- ・実績報告書に領収書などを添付し、小千谷市へ提出する
- ・実績報告書と住宅改修支給申請書に相違がないか確認し、本人へ支給の可否を通知する

- ・小千谷市へ提出する書類
 - (1) 住宅改修費実績報告書（申請者は被保険者）
※振込口座が本人以外の場合は委任状を記入してください。
 - (2) 領収書（被保険者または住宅所有者の名前のもの）
 - (3) 改修内容のわかる内訳明細書
 - (4) 改修後を確認できる書類（日付入りの写真）

不明な点は、小千谷市福祉課介護保険係（83-3517）までお問合わせください。